令和7年4月1日

令和７年度　運輸安全マネジメントに関する情報公開について

越後交通株式会社

運輸安全マネジメントに関する情報の公開については、当社の安全管理規程に基づき、次のとおり公開致します。

１．輸送の安全に関する基本的な方針

（1）　社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たして参ります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させて参ります。

（2）　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めて参ります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表致します。

２．輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

①　重大事故ゼロ（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

令和6年度目標	令和6年度実績	令和7年度目標
0件	0件	0件

②　車内事故ゼロ（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

令和6年度目標	令和6年度実績	令和7年度目標
0件	0件	0件

③　自責事故件数を前年対比20％削減（損害額発生事故全てを含む）

令和6年度目標	令和6年度実績	令和7年度目標
前年度件数20％削減	39件（25％削減）	前年度件数20％削減

※前年度件数　52件

④　構内事故件数を削減

令和6年度目標	令和6年度実績	令和7年度目標
5件	4件	3件

④　交差点事故件数を削減

令和6年度目標	令和6年度実績	令和7年度目標
10件	9件	7件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和5年度

車内事故による　　0件

人身事故による　　0件

車両故障による　　0件

運転者疾病による　　0件

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理規程第三章第八条のとおりと致します。安全管理組織図によります。

安全管理組織図

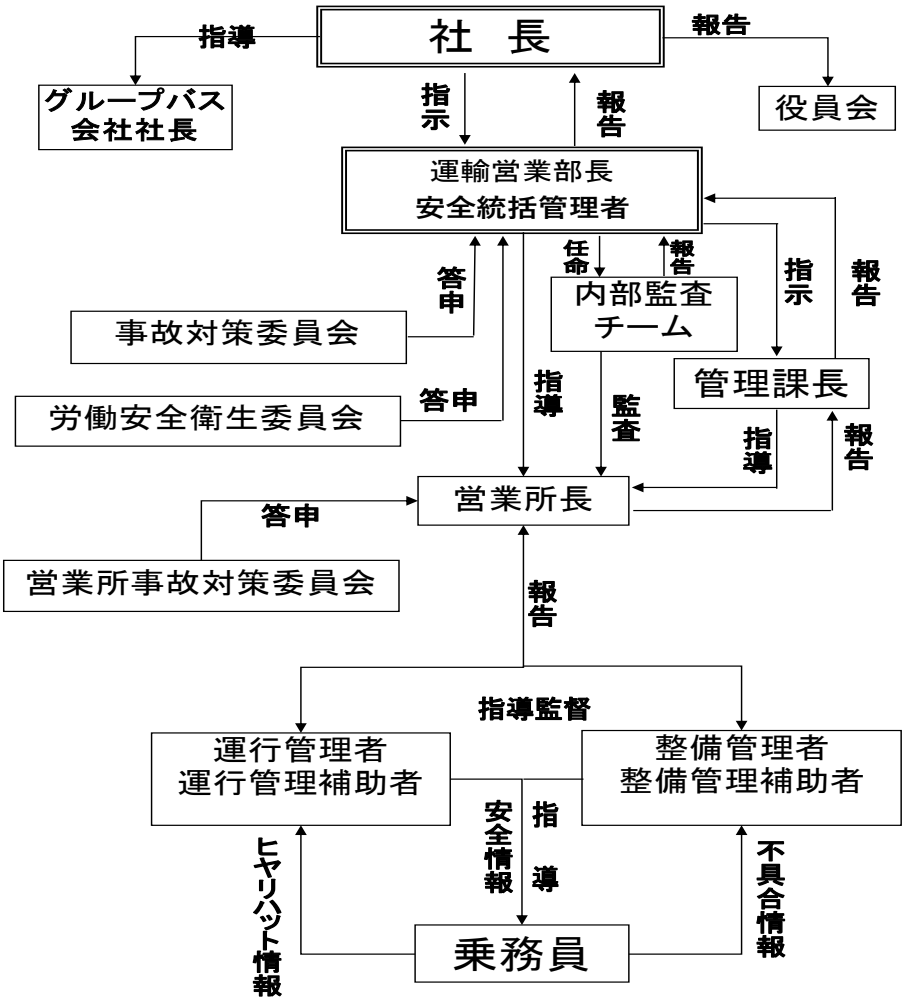

安全統括管理者が病気を理由に本社に不在である場合は、管理課長が代行を行う
各役職者が不在の場合、下位職者が代行を行う

5. 輸送の安全に関する重点施策

（1） 輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。

①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じること。

④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること。

⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

（2） 傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

（3） 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行いません。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努めます。

6. 輸送の安全に関する計画

安全管理規程第二章第六条のとおりと致します。

（1） 交通安全への取り組み

「全国交通安全運動」「交通事故防止運動」「模範運転推進運動」「年末年始の輸送に関する安全総点検」等の運動を通じ、公共交通機関として地域の交通安全のリーダーとしての役割を果たします。

（2） 本社における事故防止への取り組み

①事故対策委員会

②労働安全衛生委員会

③新規採用運転士教育

④全運転士安全研修

⑤貸切バス運転士安全研修

⑥事故多発者教育

⑦バスジャック、自然災害、事故を想定した非常事態訓練

（3） 営業所における事故防止への取り組み

①事故対策委員会

②安全推進委員会

③節約推進委員会

④運行前点検の指導

⑤個人指導（事故惹起者、運転適性診断、健康診断）

⑥ドライブレコーダー映像を活用した指導（ヒヤリハット情報の収集）

7．輸送の安全に関する投資など

① 通信型デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーを高速バス・貸切バスへ導入

②教育・講習（乗務員・運行管理者・整備管理者等）

③無事故運転者表彰・優良事業所表彰

④睡眠時無呼吸症候群（SAS）に対するスクリーニング検査の実施

⑤高齢運転士に対する脳ドック・脳梗塞・心筋梗塞検査の受診

⑥新型コロナウィルス感染防止機器の導入

（オゾン発生装置、光触媒、飛沫防止板の設置等）

8．事故、災害等に関する報告連絡体制

安全管理規程第四章第十三条のとおりと致します。

重大事故発生時報告及び連絡図・緊急対策本部組織図によります。

重大事故発生時報告及び連絡図

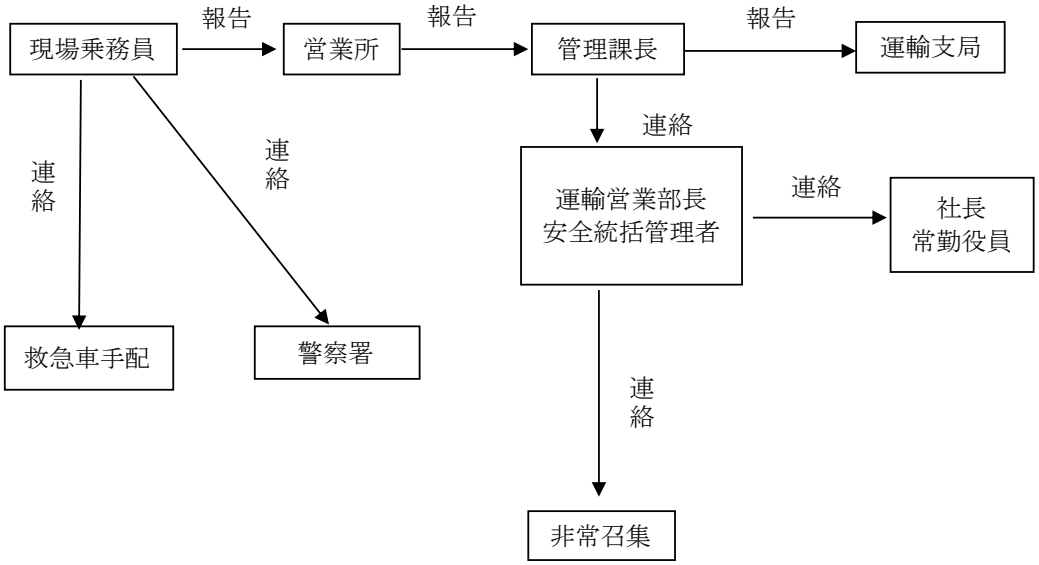

【緊急対策本部組織図】　当社バスの事故・バスジャック・テロ

令和5年7月

本部長　社長

救護、復旧、対処策を速やかに講じるよう指揮する。

- 会長

常勤役員

運輸営業部長(安全統括管理者)

対策本部長を助け、命令伝達を行い、救護、復旧、対処策を指示する。

旅客連絡班	**運輸営業部** 観光バス課 長岡観光センター	家族への情報伝達。 家族からの要望、苦情の受付。 家族への国内の交通機関、宿泊の手配、誘導及び送迎。
官庁対策班	**運輸営業部** 管理課 乗合バス課	関係官庁への報告、連絡折衝。 テレビ、ラジオのニュース等からの情報収集。 事故の責任を検討、事故の責任者との折衝。 対策本部長、各班担当責任者等と連絡、調査及び指示。
広報班	**総務部** 総務課 庶務課 厚生労働課	報道関係者の対応。 相互協力関係先への情報提供。 記者会見場準備、社外報道。
経理庶務班	**経理・システム部** 経理課 情報システム課	緊急所要資金、準備品の調達、管理。 文書整理等の庶務事項。

現地対策本部長
営業所長

運行管理者　＊状況によっては本社部門からも応援を行う。

対策班	係長 整備管理者	警察の指示を受け、現場及び付近の応急対策と復旧、対処に当たる。事故車両の処置を行う。
救護班	所員	警察、消防の指示を受け、乗客の救護、所持品の確保に当たる。乗客及び乗客家族への対応を行う。
調査報告班	所員	警察の協力及び事故原因の調査に当たる。 事故現場写真やその他調査に関する一切を行う。 現場の状況を現地対策本部長に逐一報告し、指示を仰ぐ。

9. 安全統括管理者

取締役運輸営業部長　　中山　謙一

（令和5年7月1日選任）

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

安全管理規程第四章第十四条のとおりと致します。乗務員教育予定表によります。

①適性・適齢診断の受診

②全運転士安全研修の実施（年１回）

③特定の運転士に対する特別な指導の実施（事故惹起者運転者、初任運転者、高齢運転者）

④運行管理者・補助者に対し、輸送の安全確保に関する知識を習得する為、国土交通大臣が認定する一般講習を受講

11. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

当社の「安全監査手順」に基づき、年１回以上内部監査を実施しています。

内部監査において発見された指摘事項については、継続的改善を図ります。

12. 安全管理規程

当社のホームページに掲載の通りです。

以上